

## 足羽川ダムを活用した地域活性化検討会規約

### 第1条 名称

本検討会は、「足羽川ダムを活用した地域活性化検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

### 第2条 設置

検討会は、池田町長及び足羽川ダム工事事務所長が設置するものとする。

### 第3条 目的

検討会は、以下の内容を目的に実施するものである。

1. 地域活性化施策の検討
2. 施策実施のための検討

### 第4条 構成

検討会の構成員は、別紙-1のとおりとし、池田町長及び足羽川ダム工事事務所長の選出によるものとする。

なお、必要に応じ、その他の構成員を追加、変更できるものとする。

### 第5条 検討会

1. 検討会は、必要に応じ事務局を通じ招集するものとする。
2. 検討会としての決定を行う際は、構成員の半数以上の了承をもって成立するものとする。

### 第6条 事務局

検討会の事務局は、池田町町土整備課及び国土交通省近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所調査設計課が所掌する。

### 第7条 雑則

この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、本検討会に諮って定めるものとする。

### 附 則

この規約は、令和8年2月18日から施行する。

足羽川ダムを活用した地域活性化検討会名簿

○構成員

	所 属	職 名
1	池田町	町長
2	一般財団法人 いけだ農村観光公社	理事
3	株式会社 まちUP いけだ	代表取締役社長
4	池田町商工会	会長
5	福井県 土木部 河川課	課長
6	足羽川ダム工事事務所	事務所長

○事務局

	所 属	職 名
1	池田町 ダム対策室	室長
2	池田町 ダム対策室	室員
3	足羽川ダム工事事務所 調査設計課	課長
4	足羽川ダム工事事務所 調査設計課	係長